

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチについて

環境省環境保健部環境安全課

1. 概要

2月4日から6日まで、アラブ首長国連邦のドバイにおいて、国際化学物質管理会議(ICCM)が開催され、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM)が採択された。

SAICMは、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

SAICMは、国際的な化学物質の適正管理に向け、各政府、国際機関、産業界、市民団体等が進めるべき取組を取りまとめたものであり、我が国としても、これに沿って国際的な観点から化学物質管理に取り組んでいくこととしている。このため、平成18年4月、SAICM関係省庁連絡会議を設置したところであり、今後、この連絡会議において、SAICM国内実施計画を策定することとしている。

2. SAICM策定に至る経緯及び今後の予定

SAICM策定に至る経緯は以下のとおり。

- 2002年2月、UNEP管理理事会において、SAICMの必要性について決議。
- 2002年9月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指し、SAICMを2005年末までに取りまとめることとされた。
- 2003年11月、第1回SAICM準備会合がバンコクにて開催され、SAICMの大まかな構成と今後の作業の進め方について了承
- 2004年10月、第2回SAICM準備会合がナイロビにて開催され、SAICM最終文書の構成・章立て、盛り込むべき事項、今後の作業の進め方などについて議論
- 2005年3~5月に地域会合（アジア太平洋地域は4月4~7日、バンコクで開催）が開催され、政府及び関係者の意見交換
- 2005年9月、第3回SAICM準備会合がウィーンにて開催され、おおよその案文を作成
- 2006年2月、国際化学物質管理会議(ICCM)がドバイで開催され、SAICMを採択。

こうした検討の過程で、我が国政府としては、SAICM 関係省庁担当者連絡会議（内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）において情報・意見交換を行いつつ、外務省、経済産業省、環境省等の担当官が会合に出席し、積極的に議論に加わってきた。

SAICM は、2006 年 2 月に ICCM に引き続いて開催された国連環境計画（UNEP）特別管理理事会において、UNEP として承認された。今後、世界保健機関（WHO）や国際労働機関（ILO）などの関連国際機関にも、同様に承認のため提出予定。

3. SAICM の概要

SAICM は、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。文書の仮訳（環境省作成）は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>) に掲載。

（1）国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言(別添 1)

以下の事項を含む 30 項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の 2020 年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICM を統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

（2）包括的方針戦略(別添 2)

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

① 対象範囲

- ・ 農業用化学物質と工業用化学物質の、化学物質安全の環境、経済、社会、健康及び労働面を含む。
- ・ 化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、その化学物質・製品に適用されない。

② 目的

- ・ リスク削減：2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討されるうる物質群は、

残留性蓄積性有害物質（PBT）、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法（precautionary approach）を適切に適用

- ・ 知識と情報：化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ・ ガバナンス：化学物質管理のための包括的、効果的、透明でな適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- ・ 能力向上及び技術協力：先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止

③ 財政的考慮

- ・ 先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」を開始。
- ・ 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。
- ・ 経済的手法、外部コストの内部化について検討

④ 原則とアプローチ

- ・ リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認

⑤ 実施と進捗の評価

- ・ 2020 年までに国際化学物質管理会議を 4 回開催
- ・ SAICM 事務局を UNEP に設立（WHO 等も協力）
- ・ 必要に応じ、地域会合を開催

（3）世界実施計画(別添 3。なお、和訳について精査が必要。)

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている

4. 我が国の対応

SAICM の採択を受け、我が国としては、平成 18 年 4 月 7 日に閣議決定された第 3 次環境基本計画において、「SAICM に沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む」旨定めたところである。

今後、SAICM に沿った取組を政府として進めていくため、4 月 17 日、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の担当課室長よりなる SAICM 関係省庁連絡会議（議長：環境省環境安全課長）を設置した。同会議では、今後、SAICM 国内実施計画を策定することについて了承された。

また、我が国の SAICM ナショナルフォーカルポイントには、連絡会議議長である環境省環境安全課長が指名された。また、同課の担当官は、アジア太平洋地域フォーカルポイントに指名されている。

国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

(国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳)

我々、2006年2月4-6日、ドバイにて開催された国際化学物質管理会議に参集した閣僚、政府代表団長、並びに市民社会及び民間部門の代表は、以下のとおり宣言する。

1. 我々が、あらゆる発展段階の国において、貧困及び疾病の根絶、人の健康及び環境の改善、並びに生活水準の向上及び維持を含む持続可能な発展を成し遂げようとするならば、化学物質の適正な管理は必要不可欠である。
2. アジェンダ 21¹の19章及び国際労働機関(ILO)条約第170号（職場における化学物質の使用の安全に関する条約）及び第174号(主要な産業事故の防止)の実施を通じた国際的な化学物質管理について、また、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の最近の発効を通じた特に有害な化学物質への対処について、重要な進展が見られたが、その進展はまだ不十分である。
3. 民間部門は、化学物質の安全性の推進のため、プロダクト・スチュワードシップや化学産業のレスポンシブル・ケア・プログラムのような自主的なプログラムやイニシアチブを通じて、かなりの努力を行ってきた。
4. 公衆衛生と環境に関する非政府組織、労働組合その他の市民社会組織は、化学物質の安全性の推進に対して重要な貢献を行ってきた。
5. しかしながら、化学物質管理における進展は、地球規模で十分とはいはず、世界における環境は、大気、水及び土地の汚染を受けており、何百万の健康と福祉を奪い続けている。
6. 協調した行動を取る必要性は、開発途上国や移行経済国の化学物質管理の能力の不足、農業における農薬への依存、有害化学物質への労働者の曝露、人の健康と環境の両方にに対する化学物質の長期間の影響の懸念を含む国際的なレベルでの化学物質安全への広範な懸念によってさらに強調される。
7. 地球規模の化学物質の生産、貿易及び使用は増加しつつあり、その増加パターンは、開発途上国及び移行経済国、特にそれらの中の後発開発途上国及び開発途上にある島嶼

¹ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日 (United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda) 第1巻：会議において採択された決議、決議1、附属書II。

国において化学物質管理の負荷を増大させており、それらの諸国がこの課題に立ちむかうこととに特別な困難が生じている。結果として、社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要とされている。

8. 我々は、締結した国際協定を実施し、それらの間に存在する一貫性及び相乗効果を強化し、適切な場合には国際的な化学物質政策の枠組みにおける間隙を補うために取り組むことを決意する。

9. 我々は、化学物質の安全性を達成し、それによって貧困との戦い、脆弱な集団の保護、公衆の健康や人の安全の前進に貢献するために、団結及びパートナーシップの精神をもって約束する。

10. 我々は、人権と基本的な自由を尊重すること、生態系の一体性を理解し尊重すること、及び化学物質の適正管理を達成するための地球規模の努力を向上させる我々の理想と現実との格差に対処することを約束する。

11. アジェンダ 21 及びヨハネスブルグ実施計画²、特にそのパラグラフ 23 に従い、化学物質及び有害廃棄物のライフサイクルを通じた適正管理を推進するという我々の約束は、確固たるものである。我々は、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)が、ミレニアム宣言で設定された国際的に合意された発展の目標に対し、重要な貢献をなすことを確信する。SAICMは、化学物質の安全性に関する過去の国際的なイニシアチブに基づいて構築される。

12. それ故に、我々は、本宣言とともに我々の SAICM 及びその実施への我々の確固とした約束を構成するものとして、包括的方針戦略を採択する。

13. 我々は、現在のそして常に変化する社会的ニーズに対応するため、環境と開発に関するリオ宣言³、アジェンダ 21、化学品安全に関するバイア宣言⁴、ヨハネスブルク実施計画、2005 年世界サミットの成果⁵、及びこのSAICMにおいて表明された化学物質管理への約束を満たすための手段及びガイダンス文書として、世界行動計画を活用し、さらに開発することを勧告する。

14. 我々は、生活水準の改善、公衆衛生及び環境保護のため、グリーンケミストリーを含む化学の利益を実現させることを決意するとともに、化学物質の安全な生産及び使用のために、引き続き協働することを決意した。

² 持続可能な開発に関する世界サミット報告、南アフリカ、ヨハネスブルグ、2002年8月26日-9月4日(United Nations publication, Sales No. E.03.II.A1 and corrigendum)、第1章決議2附属書

³ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日(United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda) 第1巻：会議において採択された決議、決議1、附属書I。

⁴ 化品安全に関する政府間フォーラム、第3セッション、フォーラムIII最終報告書(IFCS/FORUMIII/23w)、附属書6.

⁵ 総会決議 60/1

15. 我々は、すべての段階での化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化することを約束する。
16. 我々は、化学物質のライフサイクル管理のため、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を引き続き活用する。
17. 我々は、開発途上国及び移行経済国における特別なニーズに対処し、化学物質の適正管理、並びに化学物質でない代替を含むより安全な代替製品及び工程の開発のための abilities を、パートナーシップ、技術支援及び資金援助を通じて強化することにより、先進国と開発途上国及び移行経済国との間の持続可能な化学物質管理を達成する能力の格差の縮小や不一致への対処に向けて取り組む。
18. 我々は、特に化学物質管理への女性の均等参加に努めるなど、社会のすべての部門にわたる透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスに向けて取り組む。
19. 我々は、中小企業及び非公的部門による SAICM の実施への参加を強化するなど、政府、民間部門及び市民社会の間のパートナーシップに積極的に取り組む。
20. 我々は、化学物質やそれによって作り出された製品を安全に使用するために必要とされる化学物質の健康及び環境への影響などに関するデータ及び情報を、関係者に入手可能とすることについての、産業界の責任を強調する。
21. 我々は、化学物質が人の健康及び環境に与えるリスクを含む、化学物質のライフサイクル全般にわたる適切情報及び知識を、公衆が入手することを容易にする。
22. 我々は、新しくより安全な代替製品及びプロセスの開発の革新を推進するため、商業的、産業的な秘密の情報や知識を、国の法令に基づき、またそのような法令がない場合には国際的な規定に基づき、保護することを確実にする。しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する。
23. 我々は、社会の中でも、有害な化学物質がもたらすリスクに対して特に脆弱な集団、又はそれらの物質に高レベルで曝露される集団を守るために特別な努力を行う必要性について認識する。
24. 我々は、子供たちや胎児を、彼らの将来の生命を損なう化学物質の曝露から守ることを決意する。

25. 我々は、有毒、有害で、禁止され厳しく規制された化学物質、化学製品及び廃棄物の不法な取引を防止するよう努力する。
26. 我々は、化学物質及び有害廃棄物の適正管理を、持続可能な開発、開発援助及び貧困の削減のための戦略などの、国、地域及び国際的な政策枠組みにおいて、優先事項として推進する。
27. 我々は、すべての関連した国連機関及び国連専門機関、基金および計画の作業プログラムの中に、**SAICM** を統合するよう努める。
28. 我々は、国際的な化学物質管理の分野での新たな自発的イニシアチブとして、戦略的アプローチは、法的拘束力をもつ手段ではないことを認識する。
29. 我々は、実施及び進捗の管理は、成功を確実にする上で決定的な事項であり、この観点から、ガイダンス、検討及び運営上の支援のために、安定的、長期的、参加型で、複数部門にわたる構造が必要であるとの認識を共にする。
30. 我々は、**SAICM** の実施のため、開かれた、包括的、参加型、透明な方法で、十分に協力することを決意する。

包括の方針戦略

(国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳)

I. 序

1. この包括の方針戦略は、リオ宣言、アジェンダ21とヨハネスブルグ実施計画を踏まえて策定された、国際的な化学物質に関する戦略的アプローチ（SAICM）のハイレベル宣言で表明された約束に源を発している。戦略の構成は、以下のようになっている。

I 序

II 対象範囲

III 必要性

- IV 目的
- A.リスク削減
 - B.知識と情報
 - C.ガバナンス
 - D.能力向上と技術協力
 - E.不法な国際取引

V 財政に関する考慮

VI 原則とアプローチ

VII 実施と進捗の評価

2. 地方、国家、地域、地球規模を含むすべての関連部門及び関係者の関与は、透明で開かれた実施プロセス、及び意思決定における公衆参加、特に女性の役割の強化などと同様に、SAICMの目的を達成する鍵となると考えられる。SAICMの主要な関係者とは、農業・環境・健康・産業・関連する経済活動・開発協力・労働・科学を含むがそれらに限定されないすべての関連部門で、化学物質のライフサイクル全般にわたる管理に関する、各国政府、地域的経済統合機関、政府間機関、非政府機関、及び個人であると理解される。個人の関係者には、消費者、処理業者、雇用者、農業者、製造者、規制者、研究者、供給者、輸送業者、労働者たちを含む。

II. 対象範囲

3. SAICMは、持続可能な発展を促進し、また、製品中を含むライフサイクル全般において化学物質を対象とするという観点をもって、下記を含む対象範囲をもつ。⁶

- (a) 化学物質安全の環境、経済、社会、健康及び労働面
- (b) 農業用化学物質と工業用化学物質

4. SAICMは、特に化学物質の軍事的用途を取り扱うフォーラムにおける努力等の、努力の重複を

⁶ 化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、SAICMはその化学物質・製品に適用されない。

避けつつ、今まで策定してきた手段とプロセスを尊重しながら、新しい手段とプロセスも取り扱えるような柔軟なものであるべきである。

III. 必要性

5. SAICMの確立のための主要な推進力は、異なる国家間の化学物質の適正な管理の能力の拡大しつつある格差や、既存の手段とプロセス間の相乗効果を進める必要性、そしてヨハネスブルグ実施計画の23章⁷に謳われている2020年の目的達成のため、化学物質をより効果的に評価し、管理する必要性に係る拡大しつつある緊急性の認識にある。各国においては、SAICMに持続的な成功をもたらすため、より効果的なガバナンスの組織をもつ必要性もある。

6. リオ宣言とアジェンダ21が採択された、1992年リオデジャネイロにおける「国連環境と開発会議」以来、化学物質管理の推進のために多くのことがなされてきた。規制のシステムが導入されるか、強化されてきた。化学物質についてはるかに多くの情報が入手可能になった。多くの化学物質が国家レベル又は国際的に評価されてきた。広範なリスク管理の手法が導入されてきた。化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）や環境汚染物質排出移動登録（PRTR）制度のような新たなツールが取り上げられ、開発された。新規の国際的な手段とプログラムが創られた。産業界はよりよい化学物質管理に貢献するための独自のプログラムを策定し、普及させてきた。そして今や多くの国々において、化学物質についての意識と良い慣行を推進させる、活発でよく周知された公益活動がみられる。しかしながら、下記の事項が認識されている。

- (a) 化学物質のための既存の国際的な政策の枠組みが完全には適正でなく、さらに強化される必要がある。
- (b) 確立された国際的な政策の実施が一様でない。
- (c) 既存の制度やプロセスの間の一貫性と相乗作用が完全には開発されておらず、改善の余地がある。
- (d) 現在使用されている多くの化学物質の情報がしばしば限定的か、存在せず、また既存の情報へのアクセスがしばしば限定的か、存在しない。
- (e) 多くの国々では、国家的、準地域的、地域的、地球的レベルでの化学物質の適正管理のための能力が欠如している。
- (f) 多くの国にとって化学物質安全の問題に対応するため、特に先進国と開発途上国及び移行経済国の間に広がりつつある格差の解消のために利用できる資源が不十分である。

7. リスク削減（リスクの防止、削減、修復、最小化及び廃絶を含む。）は、適切な場合には化学物質を含有する製品及び成型品を含め、化学物質のすべてのライフサイクルを通じた適正管理を遂行する上で鍵となるニーズである。下記の事項が認識されている。

- (a) 物質の役割と挙動へのよりよい科学的な理解に支えられ、製品のライフサイクルを通じたリスク評価と管理の戦略は、リスク削減を達成するための中心的事項である。
- (b) 科学的な方法と社会的経済的要因への考慮に関する情報を適切に踏まえたリスク削減手段が、

⁷ パラグラフ23を附録として添付する。

化学物質の有害な影響とそれらの不適切な使用を削減し、廃絶するために必要である。

- (c) 子供や妊婦、家族形成期の人々、高齢者、貧困者、労働者及びその他の脆弱な集団の健康と影響を受けやすい環境に対する化学物質の悪影響を防止するために、リスク削減の措置を改善する必要がある。
- (d) 懸念のある化学物質の代替を含む、より安全な代替品の開発と経済的に利用可能な持続可能な技術の開発が加速されるべきである。
- (e) 開発途上国と移行経済国は、経済的に利用可能でより安全な技術と代替品へのよりよいアクセスを必要としており、それはまた有害化学物質の不正な取引を減らすことに役立つであろう。

8. 知識、情報と公衆の意識は、化学物質を含有する製品や成型品を含めた化学物質の適正管理の意思決定のための基礎的なニーズである。下記の事項が認識されている：

- (a) 技術情報、有害性とリスク評価の結果、社会経済学的方法論、並びに科学に基づいた基準、調和したリスク評価及びリスク管理の原理の開発と適用のツールは、すべての行動主体に利用可能ではなく、これらの領域での科学的研究の速度が加速される必要がある。
- (b) 化学物質について地域の人々が使用可能な、明快で容易に利用でき、時機を得た適切な情報が欠如している。

9. ガバナンスは、化学物質の適正管理を行う上で、多様な部門と多様な関係者の取組によって対処される必要のある重要な問題である。したがって下記の事項を認識する必要がある。

- (a) 多くの国々において、一部の関係者たち、特に女性たちと原住民社会の人々は、化学物質の適正管理に関する意思決定のすべての側面に未だに参加しているわけではなく、このことは、対処する必要性のある状況である。
- (b) 拘束力のある手段及び他の関連するイニシアティブを含め、化学物質の適正管理のための現在の国際的枠組みの実施が一様にはなされておらず、このことは、対処する必要性のある状況である。これらの化学物質管理の活動については格差と重複があり、多くの国々において国家的、地域的、国際的レベルでの利用可能な資源の効率的かつ有効な使用を確実にするために、一貫性と協力を高める必要がある。多くの国々は地域的及び世界的な法的拘束力のある手段や他の関連するイニシアティブを批准又は実施していないうえ、国家の化学物質に関する枠組みの格差に対処しておらず、また化学物質に関する活動を調整するための国家のメカニズムを策定していない。
- (c) いくつかの国々においては、法的義務、補償及び救済を含む、人の健康、社会、環境への化学物質の社会的・経済的影響に対処するためのメカニズムを改善する必要がある。
- (d) 開発援助の計画や戦略、持続可能な開発の戦略や、適切な場合には貧困削減戦略を含む、関連する国家の政策文書において、化学物質問題は時折取り上げられるに過ぎない。
- (e) SAICM の実施において、市民社会のすべての部門と民間部門の役割を推進する必要性がある。

10. 化学物質の適正管理のすべての側面に関連する能力向上と技術的支援は、SAICM を成功裏に実施するために重要な要素の一つである。

- (a) ヨハネスブルグ実施計画の第 23 パラグラフにある目標に向かって前進するために、先進国と開発途上国及び移行経済国との間の対処能力上の広がる格差は解消されるべきである。しかしながら

がら、いくつかの先進国もまた、この目標の達成に努める上で対処能力上の問題に直面している。
(b)化学物質と有害廃棄物の適正管理のための開発途上国や移行経済国的能力向上を目的とし、またよりクリーンでより安全な技術をそれらの国々へ適正に移転することを目的とする、さらなる協力が必要である。

11. 特に開発途上国と移行経済国にとって、有害な物質や危険な製品の不法な国際取引は切迫した問題である。

12.多くの国々、特に開発途上国と移行経済国が、ヨハネスブルグ実施計画の第23パラグラフにある目標を追求する上で直面するであろう課題のひとつは、化学物質の適正管理を達成するために必要となる相当の財政的及びその他の資源へのアクセスを獲得することである。

IV. 目的

13. SAICM の包括的目的は、ライフサイクルの全般を通して化学物質の適正管理を達成し、2020年までに化学物質が人の健康と環境への有意な悪影響を最小限にするような方法で使用され、製造されることにある。その目的は、とりわけ世界行動計画に記載された実施活動を通じて、達成されるであろう。

A. リスク削減

14. SAICM のリスク削減に関する目的は以下のとおりである。

- (a) 化学物質のライフサイクルを通じた、労働者を含む人の健康と環境へのリスクを最小化すること
- (b) 化学物質に関する意思決定の際に、特にリスクを与える化学物質に対して脆弱な又は暴露しやすい人、生態系及びその構成要素が考慮され、守られることを確実にすること
- (c) 化学物質への安全でなく不必要的暴露を避けるため、健康と環境への影響を含む、適切な科学的理解及び化学物質に関する詳細な安全性情報を含む、汚染防止、リスク削減とリスク廃絶を目的とする適切な社会的経済的分析に基づく、透明性があり、包括的で効率的かつ効果的な、リスク管理戦略を実施すること
- (d) 2020年までに以下のことを確実にすること
 - (i) 科学に基づくリスク評価に基づき、そして費用と便益、より安全な代替物質の利用可能性とそれらの有効性に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質又は化学物質の使用⁸については、もはやそのような用途のためには製造・使用されず、
 - (ii) 科学に基づくリスク評価に基づき、費用と便益に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質³の意図しない放出による

⁸ 評価と関連研究が優先付けられる可能性のある化学物質のグループは、以下を含む：PBT（残留性蓄積性毒性物質）；vPvB（高残留性・高蓄積性物質）；発ガン性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質；POPs（残留性有機汚染物質）；水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量又は高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質

- リスクは、最小化される；
- (e) 化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) を適切に適用すること
- (f) 汚染防止のような未然防止措置の適用を優先的に考慮すること
- (g) 世界的な懸念となっている既存及び新規で到来しつつある問題が、適切なメカニズムによって十分対処されることを確実にすること
- (h) 有害廃棄物の発生を量と毒性の両面において削減し、保管、取扱い、処分を含む有害廃棄物の環境面で適正な管理を確実にすること
- (i) 有害物質と有害廃棄物の環境面で適正な回収とリサイクルを推進すること
- (j) クリーナープロダクションと特別な懸念のある化学物質の知識に基づいた代替や化学物質を使わない代替を含む、環境面で適正でより安全な代替について、その開発と実施、及びさらなる革新を推進し、支援すること

B. 知識と情報

15.SAICM の知識と情報に関する目的は以下のとおりである。

- (a) 化学物質とその管理に関する知識と情報が、化学物質がそのライフサイクルを通して適正に評価され安全に管理されることを可能とするに十分であることを確実にすること
- (b) すべての関係者に対して、以下のことを確実にすること
- (i) 適切な場合には製品中の化学物質も含めた、化学物質のライフサイクル全体の情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能で、容易に利用でき、ユーザーフレンドリーであり、適正で適切であること。情報の適切なタイプは、化学物質の人の健康と環境への影響、それらの本来的な特性、潜在的な用途、防護措置と規制を含む
- (ii) そのような情報が、とりわけメディア、化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) のようなハザードコミュニケーションメカニズム、及び国際協定の関連条項を十全に利用することによって、適切な言語で普及すること
- (c) パラグラフ 15(b)に基づいて情報を入手可能とするに当たっては、商業的、産業的な秘密の情報と知識が国家の法令に基づいて保護され、又はそのような法律や規制がなければ国際的な規定によって保護されることを確実にすること。このパラグラフの文脈においては、人の健康・安全と環境に係る化学物質情報には機密性があるとみなさるべきではない
- (d) 客観的な科学的情報を、人の健康、とりわけ子供たちのような脆弱な下位集団 (sub-population) と、環境、特に脆弱な生態系への化学物質の有害性とリスクの評価を含む、化学物質政策に関連するリスク評価と関連する意思決定へ適切に取り入れることができるよう、利用可能にすること
- (e) 科学に基づく基準、リスク評価と管理の手続き、有害とリスクの評価結果がすべての活動主体に入手可能であることを確実にすること
- (f) 人々と環境への化学物質の影響を評価するために、特に指標の策定と使用を通じ、客観的科学的手法と情報を入手可能にすること
- (g) 新たな問題を含め、化学物質の人と環境への影響を特定し評価するための科学的研究の速度を速めること。また、化学物質の管理技術と、より安全な化学物質とよりクリーンな技術及び化学

物質を使用しない代替と技術の開発に関連し、研究開発が実施されることを確実にすること

(h)GHSのシステムに含まれる、共通の定義と基準の実施を推進すること

(i)化学物質管理の最良の慣行、調和及び分担を推進するために、OECDのデータ相互受入れシステムIPCSの政府間機関からの化学物質安全情報を集めたデータベース（INCHEM）のように、IOMC⁹のさまざまな参加機関からの既存のリスク削減やその他のツールの範囲を、考慮と実施にあたり、広く利用可能とすること

(j)地球規模の懸念される化学物質の不適正な管理に伴って、持続可能な開発に及ぼされる現在及び今後の財政的・その他の影響の推計についての知識と情報を開発すること

C. ガバナンス

16. SAICMのガバナンスに関する目的は以下のとおりである。

(a) 必要に応じ、多部門にわたり、包括的、効率的、効果的、透明で、首尾一貫しかつ非排他的で説明責任を確実にするような、適切な国家的及び地域的、国際的なメカニズムによって、また国ごとの、特に途上国と移行経済国の状況とニーズを考慮に入れた上で、化学物質のライフサイクルを通じた適正管理を達成すること

(b)各関連部門内での化学物質の適正管理と、すべての部門にわたる化学物質の適正管理のための統合されたプログラムを推進すること

(c)化学物質の管理行動の優先順位を特定する上での、利害関係者へのガイダンスを提供すること

(d)国際協定の実施に役立つものを含め、化学物質管理に関する国内法と規制の施行を強化し、実施を促進すること

(e)企業の環境と社会への責任に関する規範を含めた、関連行動規範を推進すること

(f)危険な化学製品のすべての不法な国際取引を防止することを目的とした関連情報の交換のために、異なる国々において、税関を含む関係諸機関の間の緊密な国際協力を推進すること

(g)化学物質の安全性に関する規制と意思決定の過程に、市民社会のすべての部門、特に女性たち、労働者、原住民コミュニティの人々による、意味ある積極的な参加を推進し、支援すること

(h)化学物質の政策と管理における意思決定に女性の平等な参加を確実にすること

(i)国家の制度的な枠組みが化学物質の不正な国際取引の防止に対処することを確実にすること

(j)SAICMの実施に沿った国際的なレベルでの組織的な援助活動を支援すること

(k)貿易と環境政策の相互補完性を促進すること

(l)SAICMの目的を前進させる製品を開発・改善するために、産業界のための育成的枠組みを提供し、支援すること

(m)政府、国際機関、多国間機関の事務局及び開発当局の化学物質の適正管理に向けた活動間の相乗効果を高めること

(n)国家、地域、世界レベルで政府、民間部門及び市民社会の間の化学物質の適正管理についての協力を高めること

D. 能力向上と技術協力

17. SAICMの能力向上と技術協力に関する目的は以下のとおりである。

⁹IOMCの参加機関は、国連のFAO、ILO、OECD、UNEP、UNIDO、UNITAR、WHO

- (a) 化学物質のライフサイクル全体の適正管理の能力を、必要に応じ、すべての国において、とりわけ開発途上国と移行経済国において増大させること
- (b) 先進国と開発途上国及び移行経済国との間の対処能力の広がる格差を狭めること
- (c) 技術支援と能力向上に関するバリ戦略計画との相乗効果を最大化しつつ、開発途上国及び移行経済国に向けた、またそれらの国家間での技術協力と、適切でクリーンな技術の提供のため、パートナーシップとメカニズムを確立し強化すること
- (d) 開発途上国及び移行経済国における持続可能な能力向上戦略を策定・実施し、すべての国家間の協力を促進すること
- (e) 化学物質の適正管理のための能力向上について、相互の調整と情報へのアクセスを促進し、透明性と説明責任を高めること
- (f) 化学物質の適正管理のための能力向上を、国家の持続可能な開発戦略、貧困削減戦略文書や国家援助戦略を含む社会経済の開発戦略の優先事項に含めること。また、化学物質を国家の政策の重要な部分とすること
- (g) 関係者たちへ、化学物質安全についてのプログラムと科学的な研究及び分析を開発、推進するとともに、開発途上国及び移行経済国における能力向上のプログラムを支援するように奨励すること
- (h) 開発途上国及び移行経済国において、他の国や国際機関によってすでになされた作業やすでに確立された化学物質の管理モデルを適切に使用することを奨励し、促進すること
- (i) 援助国、多国間機関、その他の関連活動主体において、貧困の削減と持続可能な開発における化学物質安全の意義に対する意識を増進すること

E. 不法な国際取引

18. SAICM の不法な国際取引に関する目的は以下のとおりである。

- (a) 有毒で有害、また禁止され厳しく規制された化学物質について、それらの化学物質を含む製品、混合物、化合物、廃棄物を含めて、不法な国際取引を防止すること
- (b) 不法な国際取引の防止に関連する条項をもつ既存の多国間協定を支えるメカニズムと国内及び地域的な実施を強化すること
- (c) 開発途上国と移行経済国の国家及び地域レベルにおける不法な国際取引の防止と管理のための情報の共有を促進し、対処能力を強化すること

V. 財政に関する考慮

19. SAICM は、リオ宣言第 7 原則を踏まえ、化学物質の適正管理を進めるための国家的、地域的、地球規模の努力を反映すべきものである。このアプローチは既存及び新たな財政的支援の財源が追加的な資源を提供することを要求すべきものであり、とりわけ、技術支援と能力向上のためのバリ戦略計画に基づくべきである。それはまた、SAICM の目的の実施のための能力の強化を加速するために、本パラグラフにおいて記述されるクイックスタートプログラムやその他の手段を用いることを含む、追加的な国家及び国際的な財政的資金の活用を含むべきである。開発途上国、特に後発開発途上国と小島嶼発展途上国と移行経済国が 2020 年の目標達成に向けてどの程度の進捗を達成できるかは、部分的には、民間部門、二国間・多国間・地球規模の機関又は援助国によって提供

される財政的資金の入手可能性にかかっている。SAICM の財政面の取決めは、とりわけ以下の項目を含む。

(a) SAICM の目的の財政的支援のための、以下の手段によるものを含む国家又は準国家レベルの行動：

(i) さまざまなレベルにおいて、関連するプログラム、計画又は戦略に SAICM の目的を統合すること

(ii) SAICM の目的の実施を進めるために必要となるであろう変更を明確にするために、適切な場合には資金の必要性の評価を含め、現行の法律、政策、規制の評価をすること

(iii) 経済的手段を含め、適正な化学物質管理のコストをカバーすることに役立つ国家及び準国家レベルの適切な政策を評価し、必要な場合は採択すること

(iv) 適切な場合には、とりわけ開発途上国と移行経済国においては注意深い検討を要することを念頭におきつつ、化学物質の外部コストを内部化する意図をもつ経済的手段を、国家及び準国家レベルで評価し採択すること

(v) 各国政府とその他の関係者は、経済的手段の国における使用についての経験と研究に関する情報交換を行い、その情報を広く入手可能とするために UNEP へ提供すること

(b) 産業界に対して以下を推奨することを含め、SAICM の目的実施において、産業界のパートナーシップ及び財政的・技術的参加を高めること

(i) 現行の自発的な産業界のイニシアティブを、SAICM の目的実施に関連した大きな課題に対処するために見直し、強化すること

(ii) SAICM の目的実施のために、基金、学界、非政府機関とのパートナーシップを含む新たなイニシアティブを開発すること

(iii) 良好的な企業の社会と環境への責任についてのイニシアティブを継続させ発展させながら、SAICM の目的実施のため、現物供与を含め、資源を提供すること

(c) 以下の手段を含め、SAICM の目的実施を多国間及び二国間の開発援助計画に統合すること

(i) 開発途上国と移行経済国は、必要であれば援助国の技術的支援を伴って、SAICM の目的実施を開発援助計画に影響をおよぼす適切な国家の文書に統合するように考慮すること

(ii) 援助国は、SAICM の目的を、持続可能な開発を支援する二国間援助組織の計画の重要な要素として認識することによって、開発途上国と移行経済国の要請に応えるとともに、それらの各国とのパートナーシップによる作業を行うこと

(iii) 国際的な財政機関、国連の専門機関、基金及び計画、並びにその他の政府間機関に対して、SAICM の目的を適切であればその活動の中に含めるよう勧めること

(d) 地球環境ファシリティー (GEF) とモントリオール議定書及びその多国間ファンドの任務の範囲内で、適切かつ関連する SAICM の目的の実施を支援できるか、またいかにそれができるかを検討し、それを報告するように勧めることを含め、関連する地球規模の資金の既存の財源をより効果的に使用し、それらを基本とすること

(e) 「クイックスタートプログラム」の確立によって、SAICM の目的実施のための初期の能力向上活動を支援すること。プログラムは、自発的で時限的な信託基金を含み、多国間と二国間、さらにその他の形態の協力を含む。信託基金は UNEP によって管理される。

(f) 以下の手段を含め、各国政府とその他の利害関係者に、SAICM の事務局が、パラグラフ 28 にある職務を遂行することを可能にするために、資源を提供するよう勧めること

- (i) UNEP に、それらの職務を支援するために既存の自発的な信託基金の援用と強化のための取り計らいを勧めること
- (ii) すべての国家と地域経済統合機関に拠出を勧めること
- (iii) 産業界、財団、その他の非政府機関を含む民間部門にも、拠出を勧めること

VI. 原則とアプローチ

20. SAICM 及び世界行動計画を策定し実施する際に、政府や他の利害関係者は、以下によって導かれる。

(a) 以下にある原則とアプローチ。

- (i) 人間と環境に関するストックホルム宣言、特にその第 22 原則
- (ii) 環境と開発に関するリオ宣言
- (iii) アジェンダ 21、特にその第 6、8、19、20 章

- (iv) 国連ミレニアム宣言
- (v) 化学物質安全に関するバイア宣言
- (vi) 持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画

(b) 以下の国際合意のうち、それぞれの政府に適用されるもの

- (i) オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、
- (ii) 有害廃棄物の越境移動と処理の規制に関するバーゼル条約
- (iii) 国際貿易における有害化学物質及び駆除剤の事前通報合意手続きに関するロッテルダム条約
- (iv) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
- (v) 職場における化学物質の使用の安全性に関する ILO 第 170 号条約

VII. 実施と進捗の評価

21. SAICM の実施及び進捗の評価を支援するための組織的な取り決めは、国内における調整、必要な場合には地域的プロセス、そして国際的レベルにおいては事務局によって促進される定期的レビューを含むであろう。

22. SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。適切な場合には、SAICM の地域実行計画が、同様の様式で策定されてもよい。その後に続く実施段階では、特定の行動計画の実施に焦点を当てるべきである。平行して政府間機関、国際財政機関と民間行動主体は、これらの活動を支援し、また適切であれば、彼ら自身の行動計画の策定を検討するよう推奨される。関係者間のパートナーシップが、実施の支援に求められる。

23.化学物質管理の統合的アプローチを持続させるために、それぞれの政府は、すべての関係する国の部門や利害関係者の関心事項が代表され、すべての関連する実質的な領域が対処されるよう、省庁横断的・組織横断的な SAICM の実施のための仕組みを確立すべきである。国内及び国際的なコミュニケーションを促進するため、それぞれの政府は、会議への参加のための招待や情報の周知を含む SAICM に関するコミュニケーションのための効果的な役割を担う SAICM ナショナルフォーカルポイントを指定すべきである。SAICM ナショナルフォーカルポイントは、国の省庁間及び組織間の調整の仕組みが存在する場合は、その代表者であるべきである。

24.ICCM は、SAICM の定期的レビューを行う。ICCM の機能は、以下のとおり。

- (a)すべての適切な利害関係者から、SAICM の実施状況の報告を受取り、適切であれば情報を普及させること
- (b)2020 年の目標に対する進捗をレビューする観点から、SAICM の実施状況を評価し、戦略的な決定を行い、必要に応じて SAICM の編成、優先順位付けと更新を行うこと
- (c)関係者に SAICM の実施状況についてのガイダンスを提供すること
- (d)関係者に SAICM の実施の進捗を報告すること
- (e)既存の国際的な手段とプログラムの実施を推進すること
- (f)国際的なレベルでの化学物質管理の一貫性を推進すること
- (g)国の化学物質管理能力の強化を推進すること
- (h)実施のために必要な資金と技術的資源が確実に提供可能となるように作業すること
- (i)SAICM の資金調達の状況を評価すること
- (j)新たな政策課題が生じ次第、関心を集め、適切な対処を求め、協力的な活動を行うための優先事項の合意を作り出すこと
- (k)情報の交換と科学的、技術的協力を推進すること
- (l)化学物質管理の課題に関して、適用される手続き規則に従って非政府機関も参加する、複数の関係者や複数の部門の議論や経験の交換のための高いレベルの国際的フォーラムを提供すること
- (m)SAICM の実施にすべての関係者の参加を推進すること

25.適切な場合には、ICCM の会合は、相乗効果や費用効果性を増進するため、また SAICM の他部門性を促進するため、関係する政府間組織の管理機関の会合に隣接して開催すべきである。ICCM の会合は、ICCM が別の決定を行わない限り、2009 年、2012 年、2015 年と 2020 年に開催すべきである。

26.SAICM の実施は、ICCM の会期と会期の間にも、開放的で、複数の利害関係者や複数の部門にわたる手法で、効果的に継続されることが不可欠である。これを達成するために、以下のようないくつかの要素がある。

- (a)地域会合は、SAICM の策定に重要な役割を果たした。開発途上国、特に後発開発途上国、移行経済国及び先進国のニーズを考慮し、この関与度合いと専門性の基礎の上に立つことが重要である。地域会合は、SAICM の活動への貢献、ICCM の将来の会合の準備、地域の専門家の交流と情報交換を促進するであろう。ICCM そのものと同様に、そのような会合は、予算外の財源の入

手可能性に応じ、地域又は地球規模の関連政府間機関の会合に隣接して開くことができる。

(b)地域会合の機能は、以下のことを含む

- (i)地域における SAICM の進捗状況をレビューすること
- (ii)地域レベルで、すべての関係者に、実施に関するガイダンスを提供すること
- (iii)技術的な又は戦略的な議論及び情報交換を可能にすること

(c)SAICM の実施は、かなりの部分、関連する政府間組織の活動に依存するであろう。これらの活動が適切に協調することを確実にするため、IOMC は、政府間組織の活動や作業計画に関する調整機能を果たすことを続けるべきである。

27.ICCM には、手続きの規則に基づく任務を持つビュローを置くべきである。

28.事務局によって果たすべき機能は以下のとおりである。

- (a)ICCM 及び地域会合について、最大限の複数の関係者の参加の下、会合及び会期間の作業を促進し、また ICCM の報告書や勧告を周知すること
- (b)すべての参加者による SAICM の実施状況について ICCM に報告すること
- (c)国、地域、そして政府間機関及び非政府機関にあっては国際的レベルにおいて、SAICM の関係者のネットワークの確立・維持を推進すること
- (d)関係者による SAICM の実施を支援するガイダンス資料の開発・周知を促進すること
- (e)関係者に、プロジェクトの提案の開始のためのガイダンスを提供すること
- (f)各国が SAICM を実施することについてのアドバイス、情報の要請に対する情報源の紹介、個別の国の行動を支援するための情報及び専門家へのアクセスの促進などのクリアリングハウスサービスを提供すること
- (g)ICCM からの勧告が、関連する地球規模及び地域の組織や機関に伝達されることを確実にすること
- (h)関連する科学的、技術的情報の交換を推進すること
- (i)各部門の専門性を引き出すために、IOMC の参加組織との共同作業関係を作り、維持すること

29.UNEP 事務局長は、SAICM の事務局を作るよう要請される。UNEP と WHO は、SAICM に関連したそれぞれの専門分野において、事務局の中で指導的役割を果たすとともに、UNEP が包括的な管理責任を果たす。SAICM の事務局は、ジュネーブの UNEP の化学品と廃棄物部門に併置され、既存の相乗効果を十全に利用する。SAICM の複数部門にわたる性質を反映するため、事務局は、IOMC の参加組織、UNDP 及び世界銀行と、そして適切であれば他の政府間組織とも協調又は協力して作業を行う。事務局は ICCM に報告を行う。

包括的方針戦略案の付録：ヨハネスブルク実施計画パラグラフ 23 のテキスト

ヨハネスブルク実施計画は、SAICM の包括的方針戦略を裏打ちする重要な政治的コミットメントである。その実施計画では、「政府、関連した国際的組織、民間部門そして全ての主要なグループは、非持続的な消費と生産パターンを変えることに対し積極的役割を果たすべきである」ということに合意されている。このことは、実施計画の第 23 パラグラフに定められたすべてのレベルでの活動を含むであろう。

23. 持続可能な開発と人の健康と環境の保護のために、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ 21 で促進されている約束を新たにする。とりわけ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法 (*precautionary approach*) に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。また技術及び資金協力をを行うことにより、開発途上国が化学物質及び有害廃棄物の適正な管理を行う能力を高めることを支援する。

これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

(a) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約が 2003 年までに発効することが可能となり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が 2004 年までに発効することが可能となるように、これらを含む化学物質と有害廃棄物に関する関係国際文書の批准と実施を促進するとともに、これらの実施に際して開発途上国を支援するとともに、調整を促進し、改善すること。

(b) 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム (IFCS) によるバイア宣言及び 2000 年以降の優先行動事項に基づき、2005 年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチを更に発展させること、また、このために国連環境計画 (UNEP)、IFCS、化学物質の管理に携わるその他の国際機関、その他関係国際機関及び主体が、適切な形で、緊密に協力するよう促すこと。

(c) 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム (GHS) を 2008 年までに完全に機能させるよう、各国に対し同システムを可能な限り早期に実施するよう促すこと。

(d) 化学物質及び有害廃棄物の環境上適正な管理を向上させ、環境関連の多国間協定を実施し、化学物質及び有害廃棄物に関連する諸問題についての人々の意識を高め、更なる科学的データの収集と利用を促進することを目的とし、そのための活動を促進するためのパートナーシップを促すこと。

(e) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の関係国際文書に基づく義務と合致する形で、有害化学物質と有害廃棄物の国際的不法取引を防止し、有害廃棄物の国境を越える移動と処分により生ずる損害を防止するための努力を促進すること。

(f) 国内における PRTR 制度のような、化学物質に関する一貫し統合された情報の取得を促すこと。

(g) 水銀とその化合物に関する UNEP のグローバル・アセスメントなどの関係する研究をレビューすること等を通じて、人の健康と環境に害を及ぼす重金属によるリスクの軽減を促進すること。

世界行動計画 概要

(国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳)

摘要

1. SAICMの世界行動計画は、ハイレベル宣言及び包括的方針戦略に記載された約束及び目的を追求するために利害関係者によってとられうる作業領域及び関連する自主的な活動から構成されている。これらは、持続可能な開発に関する世界首脳会議の場で、ヨハネスブルグ実施計画において表明された、化学物質が、人の健康と環境にもたらす有意な悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成するという約束を再確認している¹⁰。本計画は、適宜見直されるべきガイダンス文書とみなされるべきであり、記載されている活動は、その適用可能性に応じて、SAICMの実施期間中に、関係者によって検討・実施されるべきものである。
2. 本摘要は、政策決定者のために、世界行動計画の構成と、SAICM の目的を達成するためにとられうる活動の一覧表について簡潔に概観することをねらいとしている。世界行動計画には、可能な作業領域並びにその関連活動、行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面について、SAICM の包括的方針戦略に含まれる 5 分野の目的、すなわち、リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上と技術協力及び不法な国際取引の 5 項目に沿ってグループ化されている。本摘要の目的上、複数の分野にまたがる横断的な措置を表わすために、追加の見出し「一般的な実践活動の改善」を用いている。
3. 本摘要の後に 3 つの表を掲載する。表 A は、作業領域及びその可能な関連活動の番号の要約表である。表 B は、作業領域とともに、その可能な関連活動、示唆される行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面を一覧表とし、パラグラフ 2 に挙げた 5 分野の目的に対応した 5 つのセクションとして記載している。それぞれの作業領域は、要約表 A では单一の主要なカテゴリーに記載されているものの、詳細な表 B においては複数の目的の下で現れることがある。行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面を扱う欄は、完全には議論されておらず、合意に至るまでの時間がなかった。しかし、関係者が関連する活動を実施するにあたり、これらが有用かもしれない。表 B において使用されている略語の表も添付されている。[注：本資料では、表 B 及び略語の表は省略。]
4. 国際化学物質管理会議参加者は、<http://www.chem.unep.ch/saicm> から入手可能な文書 SAICM/ICCM.1/4 の表 C に反映されているいくつかの活動について、決定に至ることができなかつた。世界行動計画は SAICM の目的の達成を助けるための進化するツールであることに留意し、関係者は、これらの項目を今後議論しうるものである。国際化学物質会議の第 1 回会合と第 2 回会合の間において、地域会合の開催などの活動がなされ得る。

¹⁰持続可能な開発に関する世界サミット報告、南アフリカ、ヨハネスブルグ、2002 年 8 月 26 日-9 月 4 日 (United Nations publication, Sales No. E.03.II.A1 and corrigendum)、第 1 章決議 2 附属書

5. さまざまな目的の分野は、それらに対応する作業領域と共に、密接に相互連関している。したがって、化学物質の不適正な管理から人の健康と環境を保護するために、数多くのリスク削減活動が必要である。これらのリスク削減活動の大多数は、化学物質に関する我々の知識と情報、化学物質に関連するすべての部門におけるガバナンスの取決め（体制的協調、規制の枠組みと公共政策を含む）及びそのライフサイクルすべてにわたる化学物質の適正管理に関連する一般的な習慣によって支えられる必要がある。さらに、開発途上国及び移行経済国の活動を支援するための、有意義で時宜を得た能力向上及び技術支援は、化学物質の不適正な管理に起因する人の健康と環境へのリスクを削減する上で実質的な改善を得るために必要不可欠である。

6. 世界行動計画はまた、地球的、地域的、国家的及び地方的なレベルにおけるすべての関係者にとって、化学物質の適正管理を支援する彼らの活動の現状を評価し、適正管理における格差に対処するための優先事項を明らかにすることを含め、ガイダンスとしての用を果たす。優先事項と時間枠は、例えば化学物質管理の現状とある国においてある手段をとる能力を考慮すると、各国間で異なるであろうことは強調すべきである。政府とその他の関係者は、各国の情勢及び SAICM の目的に合致した化学物質の適正管理のための適切で包括的な能力を築き維持していくために、柔軟な計画を採用することが想定されている。

7. 一般に、以下の活動を優先すべきである；

- (a) 先進国と、発展途上国及び移行経済国における化学物質の適正管理のための能力格差を縮めることに焦点を置いた活動
- (b) 既存の協定と作業領域の実施を支援する活動
- (c) 既存の協定と作業領域で対処されていない問題を対象とした活動
- (d) 2020 年までに以下のことを確実にするための活動
 - (i) 科学に基づくリスク評価に基づき、そして費用と便益、より安全な代替物質の利用可能性とそれらの有効性に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質又は化学物質の使用については、もはやそのような用途のためには製造・使用されず、
 - (ii) 科学に基づくリスク評価に基づき、費用と便益に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質の意図しない放出によるリスクは、最小化される
- (e) 不合理で管理不可能なリスクをもたらす化学物質を対象とした活動
- (f) 化学物質の健康リスク及び生態リスクに関する、科学に基づく適切な知識の生成を促進し、それをすべての関係者に利用可能なものとするための活動。

8. 多くの作業領域を最も有効なものとするには、協調して取り組むことが重要である。そのため、すべての関係者にとって、地球規模の優先事項に関する適切な協力的活動をとることが重要である。これらは、特に以下を含んでいる。

- (a) 脆弱な集団を含む関係者と協議しつつ、活動の優先順位付けのための計画作成を含めた広範

な開発課題に、化学物質問題を統合すること。

(b) 健康、安全、労働安全衛生及び環境に関する既存の関連する国際的な条約の批准及び実施を促進すること。

(c) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）及び汚染物質排出移動登録（PTR）のような、環境と健康及び化学物質からの保護のための既存の国際的に認識された基準、手段及びアプローチの実施を促進すること。

(d) 水銀やその他の世界的懸念のある化学物質から生じるリスクが最小化されるよう、削減を促進すること。

(e) 有害廃棄物の量及び毒性の削減を促進すること。

(f) 化学物質及び有害廃棄物の不法な取引を防止するための努力を推進すること。

(g) 化学物質及び有害廃棄物に関する問題のすべての領域に対処するため、地域及び国のセンター及びその他の関係者の間のより大きな協力を推進すること。

(h) 有害性の強い駆除剤を削減し、段階的に廃止するため、代替化を推進すること。

(i) すべての関係者における化学物質の適正管理に関する能力向上、教育及び訓練並びに情報交換を推進すること。

(j) すべての関連する産業界における自主的なイニシアティブ及びプロダクトスチュワードシップを推進すること。

(k) ガソリン中の鉛の段階的な廃止を推進すること。

(l) 汚染された地域の浄化を推進すること。

リスク削減の支援策

9. リスク削減の目的において、人の健康と環境の保護を目的とした作業領域は、特に脆弱な集団に関する優先的懸念事項に対処するための行動計画策定を含むであろう。女性や小児の健康を保護するための施策の例として、受胎前や妊娠中、乳幼児期、小児期及び思春期を通して化学物質への暴露を最小化することが挙げられる。労働者のための労働安全衛生は、国による査察制度や化学物質による作業環境の有害性を最小化するための適切な労働安全衛生基準の施行によって推進されるであろう。安全かつ効果的な代替物質の開発・使用を含め、評価と関連研究が優先づけられる可能性のある物質のグループには、以下のものが含まれる—残留性蓄積性毒性物質（PBTs）、高残留性・高蓄積性物質、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖・内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質（POPs）水銀や世界的な懸念のあるその他の化学物質、高生産量又は高使用量の化学物質、後半に開放系使用している化学物質、その他の国レベルでの懸念のある化学物質。有害廃棄物の最小化は、国家の計画と政策や、啓発活動と取り扱い者の保護によって促進されるであろう。汚染された土地は、特定と修復が議題である。汚染防止措置には、ガソリン中の鉛の段階的廃止が含まれるであろう。中毒や他の化学物質事故への対応能力が強化されるであろう。

知識と情報の強化

10. 知識と情報の強化措置には、化学物質のライフサイクルのいずれかの段階において有毒な物質

に暴露する可能性のある人々を対象とした教育、訓練及び啓発活動を改善することと、正当な営業秘密の必要性に配慮しつつ、市場にあるすべての化学物質の有害性についてのデータを収集し周知することが含まれるであろう。この分野におけるその他の措置として、人の健康と環境に対する化学物質の影響のモニタリングの強化、調和されたリスクアセスメント、GHS の実施の努力と、国の環境汚染物質排出移動登録制度（PRTR）の策定と公表などがある。

ガバナンス：体制、法規、および方針の強化

11. SAICM のガバナンスに関する目的の中心は、有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、労働者の保護に関する ILO(国際労働機関)条約などの化学物質や有害廃棄物に関する既存の国際的取決めを批准し、実行するために国の法制度を点検する措置と、国内的及び国際的なレベルでの化学物質安全政策と活動に関して、協調と相乗作用を改善するための措置であろう。もう一つの中心となる分野は、化学物質のライフサイクルにおける管理において、特に女性を含むすべての関係者の参加を確実にするための措置であろう。開発援助、持続可能な開発、及び貧困削減計画のための戦略の中へ化学物質管理を統合する措置は、資源をより効果的に化学物質安全活動に振り向けるために重要であろう。ガバナンスの分野におけるその他の措置には、化学物質事故時の緊急準備・対応システムの開発、保護区域における化学物質の使用に関する検討、化学物質の製造と使用に起因する人の健康と環境の被害に関する責任・補償制度に関する訓練、化学物質と有害廃棄物の不法な取引を防止・探知する活動などが含まれるであろう。

キャパシティー・ビルディングの促進

12. キャパシティー・ビルディングの措置は、地方、国及び地域レベルでの SAICM の体系的実施を支援するために必要な技能を、協調の下、戦略的計画、リスク評価・管理、試験・研究及び不正取引の規制を含む化学物質安全性の全分野にわたり提供するための、職員の訓練を含んでいる。

不正な国際取引への対処

13. 化学物質と有害廃棄物の不法な取引を防止し、探知するために、化学物質と有害廃棄物の越境移動に関する国際条約のより効果的な適用に向けた努力を含む、国家、地域及び国際レベルでの活動が必要である。

一般的な実践活動の改善

14. 作業領域の表には、利用可能な最高の技術(BAT)と環境のための最良の慣行(BEP)に従ったクリーナープロダクション手法の開発や実施など、一般的な化学物質管理の実践活動を改善するための多くの活動が含まれる。同様に、化学物質を使用しない代替手法の使用も含む、より良き農業手法が推進されるであろう。製品の安全な生産と使用のための企業の社会及び環境に対する責任の改

善に関連した措置には、産業のレスポンシブル・ケア・プログラムや、農薬の流通と使用に関するFAO(国連食糧農業機関)の行動規範などの自主的なイニシアチブの更なる策定と実施が含まれるであろう。

表 A.: 作業領域とそれぞれの可能な関連活動

作業領域	活動
1 格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	1, 165, 207
2 人の健康保護	2–6
3 子供たちと化学物質安全	7–10, 150–153, 245–246
4 労働安全衛生	11–21, 138–149, 255
5 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の実施	22, 99–101, 168, 248–250
6 高度に有害な駆除剤 -リスク管理と削減	23–30, 114–117
7 駆除剤のプログラム	31
8 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	32–42
9 クリーナープロダクション(よりクリーンな製造)	43–46, 118, 238–242
10 汚染された土地の浄化	47–48, 243
11 ガソリン中の鉛	49, 156, 244
12 適正な農業の実施	50–53, 158–160
13 残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質(vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質(POPs)	54–56
14 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質;高生産量または高使用量の化学物質;広範に開放系使用している化学物質;その他の国レベルでの懸念のある化学物質	57–60, 157
15 リスク評価、管理とコミュニケーション	61–67, 127–137, 247
16 廃棄物管理(と最小化)	68–73, 161–162, 258–262, 272–273
17 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定	74–79, 237
18 研究、モニタリングとデータ	80–87
19 有害性データの生成と入手可能性	88–97
20 産業界の参加と責務の強化	98, 189–192
21 情報管理と周知	102–113, 256
22 ライフサイクル	119–123
23 環境汚染物質排出移動登録(PRTR)-国家的、国際的登録制度の創設	124–126, 177–180
24 教育と訓練(市民の自覚)	154–155
25 関係者の参加	163–164
26 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施	166–167
27 国際的協定	169–176
28 社会経済的考慮	181–188, 257
29 法律・政策・体制面	193–198
30 法的責任と補償	199
31 進捗状況の確認	200–201
32 保護区域	202–203, 253–254
33 有毒で危険な製品の不法な取引の防止	204, 263–271
34 貿易と環境	205, 251–252
35 市民社会と公共利益のための非政府組織(NGO)の参加	206
36 国家行動を支援する能力向上	208–236

表 B 及び略語の表は省略。